介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

令和元年12月13日 旭川市保健所医務薬務課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者である株式会社湧心に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第3号,第7号及び第8号並びに第115条の9第1項第3号,第7号及び第8号の規定に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法 人 名 株式会社湧心

代表者名 代表取締役 齊藤由紀

所 在 地 旭川市春光6条4丁目3番5号

(2) 事業所

事業所名 訪問看護ステーションいろ葉

所 在 地 旭川市春光6条4丁目3番5号

サービス種類 訪問看護及び介護予防訪問看護

指定年月日 平成30年10月1日

3 処分内容

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止 (令和元年12月13日から令和2年3月12日までの3か月間)

4 処分の原因となる事実

- (1) 平成31年3月から令和元年9月までの間,事業所の人員基準を満たしていなかった。 (介護保険法第77条第1項第3号及び第115条の9第1項第3号該当)
- (2) 監査において、虚偽の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「出勤簿」を提出し、人員及び「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について、虚偽の答弁をした。

(介護保険法第77条第1項第7号及び第8号並びに第115条の9第1項第7号及び第8号該当)